

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

会計名： 芦別市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和32年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	芦別市	職員数* (H19. 4. 1現在)	12
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	99円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,864
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.277 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	19.1 (H19)
		経常収支比率* (%)	99.5 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	芦別市長 林 政志
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 平成19年度～平成28年度
公表の方法等	市ホームページ等に掲載し、今年度中に議会へ説明する。
基本方針	水道事業は、公営企業の基本原則である「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という経済性と公共性の二面性に立脚した管理運営を行なうものであるが、人口の減少や企業の倒産等で料金収入の落ち込みが顕著であることから歳入の確保として、料金改定、有収率の向上、滞納者への収納対策により水道料金の収入増を図り、また、歳出においては、施設の老朽化に伴い更新時期を迎えるものについて、優先度を考慮した事業の見直しや維持管理の削減に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		42	94	136
	補償金免除額		9	16	25
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			11	11

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	配水管整備業債		41,546	60,852	102,398
	配水池整備事業債			14,958	14,958
	第2次拡張事業債			18,616	18,616
合 計 (A)		0	41,546	94,426	135,972
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	41,546	94,426	135,972

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					0
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	配水管整備業債			10,029	10,029
合 計 (A)		0	0	10,029	10,029
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	10,029	10,029

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成18年度における水道事業においては、引き続き人口の減少、地域経済の低迷により、総体として水需要が減少するなど厳しい経営環境におかれながら、浄水の安定供給の確立と給水能力の増強を目指し、企業の健全経営に努め、浄水場整備、配水管布設及び布設替等の施設整備のための事業を実施した。事業収支面では総収益が総費用を上回っており、この結果、当年度純利益を計上し、引き続き健全経営で推移している。
経営課題	課 題 ① 料金水準の適正化 近年においては、人口の減少や企業の倒産等により水需要は減少する一方、老朽管の更新、維持管理は継続していかななければならないことから健全経営維持のため、料金改定を行うことにより増収を図る。
	課 題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化 歳出予算に占める人件費の割合が大きいため、職員給料の10%削減、職員手当、職員定数の見直しを進めることで、人件費の削減を図る。
	課 題 ③ 資本投下の抑制 水道施設の省力化及び資本投下の抑制を図るべく、計画的に老朽管の更新工事を進め、維持補修費等の縮減に努める一方、機器等については、保守点検を行い、長寿命化を図ることによって更新工事の低減につなげる。
	課 題 ④ 維持管理費等サービス提供コストの節減合理化 料金収納に係る口座振替の割合を高め、維持管理費等サービス提供コストの節減合理化に努める。
	課 題 ⑤
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度) (決算見込)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	92.8	96.4	97.5	111.2	106.6	102.9 100.9	103.2 102.2	98.7	96.7	94.7
総収支比率(法適用)	(%)	107.4	102.5	109.0	121.4	115.2	110.8 108.4	110.1 110.1	103.8	101.7	100.6
経常収支比率(法適用)	(%)	107.5	102.6	109.4	121.3	115.4	110.8 107.9	110.1 107.7	103.4	101.3	100.2
営業収支比率(法適用)	(%)	123.8	128.5	128.4	143.7	137.1	127.3 120.6	124.3 121.4	117.2	116.9	114.3
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	8.9	0.8	6.0	6.4	6.2	6.0 6.1	4.7 6.1	5.9	4.3	4.0
	うち基準内繰入金	1.1	0.6	0.6	1.2	1.2	1.1 1.2	0.5 1.2	1.2	0.5	0.6
	うち基準外繰入金	7.8	0.3	5.4	5.3	5.0	4.9 4.9	4.2 4.9	4.7	3.7	3.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	16.2	2.4	5.7	7.0	6.4	7.0 10.1	14.3 11.3	16.5	14.5	13.3
	うち基準内繰入金	0.5	1.3					0.6			
	うち基準外繰入金	15.7	1.1	5.7	7.0	6.4	7.0 10.1	13.7 11.3	16.5	14.5	13.3
	うち赤字補てん的なもの										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金については、平成15年度の老朽管破裂事故を契機として、それ以後計画的に老朽管更新事業を推進すべく、平成17年4月より15%の値上げに踏み切った。 ・近年においては、人口の減少や企業の倒産等により水需要は減少する一方、老朽管の更新、維持管理は継続していかなければならないことから健全経営維持のため、平成23年度には料金改定を予定している。 ・料金改定の状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度 15%値上げ 平成23年度 値上げ予定(改定率は未定) 3年毎に料金の見直し協議をすることとしている。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・基準外繰入金については、一般会計との取り決めに従い今後も繰入を見込むものである。 ・収益的収支における基準外繰入金 <ul style="list-style-type: none"> 旧旭町油谷簡易水道分～旧旭町油谷簡易水道が借り入れた起債元利償還額の2分の1 企業債の支払利息、配水管布設工事補助金～第1次、第2次拡張事業の際、借り入れた企業債利息の3分の1 第3次拡張事業の際、借り入れた企業債利息相当分 ・資本的収支における基準外繰入金 <ul style="list-style-type: none"> 企業債の元金償還、配水管布設工事補助金～第1次、第2次拡張事業の際、借り入れた企業債元金の3分の1 第3次拡張事業の際、借り入れた企業債元金相当分
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・行政管理経費の削減を図るべく、人件費(給料10%削減、職員手当、職員定数の見直しを進める。)や維持補修費等(水道施設の省力化、資本投下の抑制を図るべく、計画的に老朽管の更新工事を進める。)の縮減を進める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	本市では、国に先駆けて平成16年3月4日に芦別市行財政改革実施計画を策定し推進している。その内容は、平成17年4月1日から平成26年4月1日までの10年間において、事務事業の見直し、部長制の廃止、組織の統廃合等を行うことにより退職者の補充を抑制し、全会計について、平成16年4月1日に比し50人(13%)以上を削減しようとするものである。この計画に対する水道事業会計の進捗状況としては、平成19年4月1日現在職員数の純減はないが、今後において平成20年4月1日に0.25人(2.1%)、平成22年4月1日に1人(8.5%)を削減し、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第55条に規定する4.6%の純減規定及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)の定員純減目標5.7%以上の削減に努めるものとする。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与については、国家公務員の給与構造改革に準拠し、平成19年4月1日に改定済であり、更に、財政の健全化を図るべく、給料(職員10%)、期末手当(管理職員0.2月)についてそれぞれ併せて削減し、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当についても7月までに概ね国に準じて改定しているところである。なお、地域手当については、支給対象外地域であることから支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当する職員がいないため、該当なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇については、平成16年度に廃止しており、その他は加入している北海道市町村退職手当組合の条例に基づき支給している。
◇ 福利厚生事業のあり方	職員の健康保険については、北海道市町村職員共済組合に設立時から加入し、同組合の条例どおり運用しており、事業主負担割合は労使折半で、適切に運用している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	人件費については、上記1に記載のとおりであり、また、水道施設の省力化、資本投下の抑制を図るべく、平成16年度から平成25年度までの予定で、計画的に老朽管の更新工事を進めており、維持補修費等の縮減に努めている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間委託による経費削減施策として、浄水場の夜間運転管理業務を委託している。(平成元年度導入)

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	水道料金については、平成15年度の老朽管破裂事故を契機として、それ以後、計画的に老朽管更新事業を推進すべく、平成17年4月より15%の値上げに踏み切った。近年においては、人口の減少や企業の倒産等により水需要は減少する一方、老朽管の更新、維持管理は継続していかなければならないことから健全経営維持のため、平成23年度には料金改定を予定している。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	市広報及びホームページにおいて、次のとおり財務状況等に関する情報を公開している。 ・ 財務情報の公開及び決算の早期公表の状況～財政状況、予算執行概要及び決算総括、各会計別決算額、各会計別予算額 ・ 定員管理の状況や給与情報の公開の状況等～給与・定員管理等について ・ 各種情報公開の状況～上下水道料金
○ 行政評価の導入	平成20年10月制定予定の(仮称)芦別市まちづくり基本条例(案)に行政評価の実施が盛り込まれているところであることから、条例制定後に行政評価の導入を検討している。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	引き続き事務事業の見直しや組織の統廃合を進めるとともに、当面、給料、手当の独自削減については平成22年度まで行なう。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	健全経営維持のため、平成23年度に料金改定を予定し料金の適正化を図る。道路工事と一緒に工事を進めるとともに工事コストの削減を図っていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰出しは、企業債の元利について一般会計との協議により繰入れされており、起債の償還終了とともに解消される。
4 その他	財務状況等に関する情報を広く公開、周知し、事業運営の公正性と透明性を確保していく。滞納対策として引き続き私人委託で徴収員1名を配置し収納率の向上を図っていく。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率					15%							
	改善額(料金の適正化)※1						41,449	39,300	80,749				0
4	未収金の徴収対策												
	改善額	14,191	14,924	14,383	15,390	16,119	75,007	14,385	15,587	14,837	14,540	14,249	73,598
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)			80,299	77,240	75,782		86,245	85,420				
	改善額			1,092	1,092	1,092	3,276	10,305	10,191	9,043	9,042	532	39,113
	給与水準			-3%				-10%					
	改善額			489	489	489	1,467	9,015	8,899	8,126	8,126		34,166
	その他()												
	改善額			603	603	603	1,809	1,290	1,292	917	916	532	4,947
	職員給与費(退職手当)							2,626	917				5,908
1	職員数(人)	12	12	12	11	11		12	12				
	増減数(人)				-1			1					0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
2	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)	1,583	2,635	3,211	39,299	31,496	78,224	12,704					12,704
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,482,205	1,504,724	1,514,753	1,722,113	1,863,973		1,893,128	1,885,272	1,936,504	1,947,514	1,971,709	
	増減	37,419	22,519	10,029	207,360	141,860		29,155	-7,856	-4,581	11,010	24,195	
	計画前5年間改善額 合計						237,256	40,286	36,826				125,331
	実績額 合計												125,415
	(参考) 補償金免除額												25,455

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2 「工事コスト」については、工法の改良し等による建設コストの縮減(建設改善費の増加は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位留意、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	19.3	18.6	17.6	16.9	16.6	16.0	16.0	15.7	15.4	15.1
年間総有収水量 (千m ³)	1,676	1,661	1,623	1,589	1,561	1,546	1,480	1,527	1,506	1,486
公称施設能力 (m ³ /日)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
1日最大配水量 (m ³ /日)	7,525	7,564	7,545	6,909	6,956	6,787	7,164	6,432	6,267	6,108
最大稼働率 (%)	75.5	68.8	64.7	66.0	69.6	67.9	71.6	64.3	62.7	61.1
供給単価 (円/m ³)	196	195	196	225	225	227	228	230	231	233
給水原価 (円/m ³)	214	205	202	206	214	226	226	223	239	246

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

--